

議案第60号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する自動車検査証の破棄による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金300円を支払うものとする。

3 事件の概要

(1) 事件の発生年月日

令和4年12月24日

(2) 事件の発生場所

鳥取県鳥取警察署内

(3) 事件の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため取り扱った和解の相手方所有の自動車検査証を誤って破棄した。これにより、和解の相手方が、自動車検査証の再発行をす

ることとなったために負担した費用を県が負担しようとするものである。